

スメルド農奴化過程についての一考察

——一三世紀のグラマーモタを素材に——

松 木 栄 三

II

前章（スメルド農奴化の一形態）で検討した一二—三世紀諸侯の一連の下賜文書は、公権力の体现者としての侯がスメルド村落をダーニとともに下賜する形態と私領主としての侯が奴隸、土地その他の財貨を与える形態とを同一文書の中に含んでいた。だがすべての下賜文書がこの二つの形態を同時に含んでいるとは限らず、スメルド村落ないし私領地の一方だけを対象にしたものも存在している。以下そうした資料に検討を加え前章で明らかになったことをも考慮しつつ、二種類の下賜対象の中に含まれている諸要素はそれぞれどのような性格をもち、それらは封建的土地所有の形成にとってどんな意味をも

っているのかという点を次に少し考えてみたい。

(一) 侯が私的所領だけを下賜している文書の例としては、ノヴゴロド侯フセヴォロド・ムスチスラヴィチが聖ユリエフ修道院に与えた次のものをおそらくあげることができる⁽¹⁶⁾。

資料四「大侯たるわれフセヴォロドは、聖ユリエフ修道院にテルブージスキー・ボゴスト・リャホヴィチを土地、人々および馬たちとともに（*терпужьскыи погостъ Ляховичи с землемо, и с людьми, и с коньми*）¹⁶に森林、養蜂所およびロヴァチ河の漁場を与えた。（以下、下賜地の四至境界の指定がつづくが省略）これを聖ユリエフ修道院に永久に与えるものとする。これを侵す

ものは、この世にてもあの世にてもユリーの御前にてわが裁きをうくるべし」

ここで修道院に与えられている領域は村落形態をなしているのかどうか必ずしも明らかではないが、スメルド村落が対象になっていた可能性も全くないわけではない。だが贈与の対象として四至内の耕地、家畜、森野、漁場さらに直接生産者といった経済的な意味をもついろいろな要素がすべて列挙されていることからみて、私的所領である可能性の方が強いであろう。このほか私的な所領地が贈与されている最も明瞭なケースとしては、資料二でロスチスラフ侯が主教教会に《カプーストニクおよびその妻子たちとともに》与えた山の菜園、資料三でウラジミル侯が妻に与えたベレゾヴィチ村や修道院に付属するサドヴォエおよびソミノなどの領地の場合である。

ところで問題になるのはこれらの私領地における直接生産者の性格である。例は少ないが直接生産者と結合した形態で私領地を贈与しているケースをみると、そこに結合されている労働力の性格は奴隸ないしそれに近い存在だったことが判る。ロスチスラフ侯の《山の菜園》のカプーストニクにしても、鳥打ちにしても、「妻子らと

ともに」一括して譲渡しうるような隷属民である。資料四でフセヴォロド侯がユリエフ修道院に与えた領地の《人々》も、土地や馬とならべられており、おそらくそれらと同一視されるような存在だったと考えられる。侯の御領地ではないが、一九二二年頃にヴァルラムがスパソフチンスキー修道院にあてた次の寄進文書では、そのことが一層明瞭である。⁽¹⁷⁾

資料五「ここにヴァルラムは(以下の)土地、菜園、

漁場、鴨猟場、耕地を聖スパス修道院へ永久に寄進する。

(1)ヴォルホフ河対岸の村近くの草刈場、(2)ヴォルヘヴェツの岸の築場、(3)樹皮、(4)枝づる、(5)ВОЛМИНА、(6)島の畑とともに。またこの土地はチェリヤージおよび家畜たちとともに(и с челядио и с скотиною)聖スパソフチンスキー修道院に永久に寄進するものとする。以下のものを兄弟たちに与えたり。(1)下僕を妻とともに(отрок с женою) (2)ヴロース(БРАТ) (3)下女フェヴローニヤを二人の息子たちとともに(дверька феврония с двумя сыновьями) (4)недачь さらに六頭の馬および牛。また… : : の向うのスルージツツの畔のもう一つの村も^{サト}聖スパス修道院へ、そこにある聖ユリーの教会堂も、同じくそこ

(3) スメルド農奴化過程についての一考察

にある畑、耕地、漁場も永久に寄進する。ミハエルの息子ヴァルラムが聖スバス修道院に寄進したものはこれですべてである。もし誰か悪魔にふきこまれ、悪しき人間にそのかされて、この畑、耕地あるいは漁場をうばおうとするものあれば、聖なる救世主がこの世でもあの世でも、その者に立ちむかい給うべし。

ここでヴァルラムが耕地や草刈場や漁場その他の諸条件とともに寄進した直接生産者は《チェリヤージ》と呼ばれている。チェリヤージとは、第一義的には奴隷のことである。⁽¹⁸⁾ 事実、彼らは寄進対象の表記上家畜と一まとめに記述されるような存在である。チェリヤージたちは妻や息子たちと一括され、人格そのものが修道院に譲渡されている。名前まで明記して譲与されていることがその点をよくあらわしている。偶然的に家族を構成している部分があるとしても、それはおそらく主人の恣意によって自由にひき離すことも結合することもできるような性格のものだったであろう。チェリヤージとしてひきわたされている(1)―(4)の四つの単位のうち家族らしいものを構成しているのは(1)と(3)であるが、それも一組の夫婦ともう一つは母親とその息子から成る破片家族である

にすぎない。

諸侯はむろんのこと、貴族や教会や修道院が私的所領地を一定程度集積していたことは明らかである。当時すでに土地売買が集積の手段になっていた事実からして、それは容易に想像がつくことである。だがそうした所領内部の主要な労働力は、少なくとも一―二世紀頃までは、ここにみられるようなチェリヤージやホローブだったのではなからうか。たしかに彼らは《妻子》をもつ場合もあるし、土地等々の生産諸条件と結びついている。その限りでは、彼らの生産が封建制の基礎としての小農民経営に成長していく可能性は存在している。しかしおそらくここでは、領主のかれらに対する関係はまだ牛や馬に対する関係と同質のものである。⁽²⁰⁾

封建領主の権力は直接生産者の人格への直接的支配権ではあるが、しかし同時に土地所有の権力でもあって、両者の不可分的結合によってはじめて完結しうるような性格のものである。だがここではおそらく、領主のチェリヤージの人格に対する支配と、土地に対する所有とはそれぞれ別々に完結しており、それゆえ領主は土地と労働力とを自由に結合することも分断することもできるの

である。ヴァルラームは文書の後半で耕地や漁場を伴った「もう一つの村」を寄進しているのだが、そこでは直接生産者についての記述を欠いている。ここにチェリヤーたちが住んでいたとすれば、その記述を省略するはずはない。だからここに住んでいた直接生産者たちは切り離されて売却されたか他に贈与されたか、いずれにせよ修道院には寄進されなかったとみるべきであろう。つまりヴァルラームのチェリヤー支配は土地所有には媒介されることなく、ただ人格に対する自由な駆使^{II}所有として自己完結している。生産手段との結合は領主の恣意による偶然的なものにとどまっている。

(二) 以上のような性格をもった私的所領は程度の差はあれ、侯のもとにも聖俗の私人のもとにも等しく形成されていた。それゆえこの種の私的所領の寄進は、被寄進者側の同質の所領を量的に拡大することはあっても何ら質的な変化をもたらすものではない。だからその寄進者は侯であっても私人であっても本質的な差にはならない。だがスメルド村落の下賜の場合は事情がまったくことなっている。下賜主体は常に公権力である以外にはなく、したがって譲与は必ず侯から私人に対して行われる。こ

こでは非常に大きな質的变化がおこる。スメルドはそれまで公権力に対してのみ一定の義務関係、従属関係をもっていたが、それは突然私的な関係に転化せしめられる。次の資料はキエフ大侯イジャスラフ・ムスチスラヴィチがノヴゴロドの聖バンテレイモン修道院に与えた一二世紀中葉の下賜文書であり、贈与の対象がスメルド村落であることを直接明示している唯一のものである。⁽²¹⁾

資料六「大侯たるわれイジャスラフ・ムスチスラヴィチは、聖バンテレイモン修道院のためにヴィトスラヴリツ村の土地、スメルドたち、およびプロスチ川までのウシコヴォの原を(землю село Витославлицы и сме-
ды и палы ушково и до прости) 主教ニフォントの同意にもとづき、ノヴゴロドより乞うけた(испрошал есмь у Новгорода)。しかしその土地の境界は…〔以下、下賜地の四至をたどる叙述がつづく。ミャチノ湖という湖を含む。省略⁽²²⁾〕。また聖バンテレイモン修道院を建立して修道院長にアルカジーを任じた。しかし以後畑であれ、漁場であれ、この土地には侯、主教、貴族、いかなる者たりとも入らざるべきこと。魚を漁る者は修道院長に義務を負う(а хто ловит рыбы, доложит ну-

мена)。ヴィトストラヴリツツ村のスメルドは侯にも、主教にも納税義務を負わず、町の税もいかなる税も、その他の納入金も課せられることなく、かれらは修道院において聖バントレイモン、修道院長および修道僧たちに納税義務を負うべきこと (а смедям витославлицам не потягнати им ни ко князю, ни к епископу, ни в городскии потуги, ни к смергом ни в какии потуги, ни иною виврицою, а потягнати им ко святому Пантелемону в монастырь к игумену и к братии)。湖であれ畑であれ、この土地に入るものは侯、主教、有力者たりとも、二度目には聖バントレイモンの裁きを受けるべし」

ここでは第一に下賜対象がスメルド村落であること、第二にこの村落のスメルドたちはこれまでノヴゴロド公権力にのみ義務を負う存在であったことが全く明瞭である。なるほど下賜主体はキエフ大侯イジャスラフであるが、ノヴゴロドの土地に対する彼の支配権はすでに無実化しており、修道院のためにノヴゴロド公権力からヴィトストラヴリツツ村を《乞い受け》(испрошад есмь) ねばならなかったほどである。資料一のブイツェ村の場合

にはキエフ侯はノヴゴロド侯に下賜を《命じ》ていたのであるから、その段階よりさらにキエフ侯の権力は後退していたことになる⁽²³⁾。いづれにせよ、ヴィトストラヴリツツ村のスメルドたちはこの下賜文書以前にはノヴゴロド公権力(町の貴族権力、ノヴゴロド侯、主教)の政治的支配権にのみ服属していたことになる。だがこの文書によって今までノヴゴロド公権力に対して負っていたすべての義務がバントレイモン修道院に対する義務に転化された。「ヴィトストラヴリツツ村のスメルドは侯にも、主教にも納税義務を負わず、町の税もいかなる税も、その他の納入金も課せられることなく、かれらは修道院において聖バントレイモン、修道院長および修道僧たちに納税義務を負うべきこと」。事態はまったく明瞭である。だが変化はスメルドたちの諸負担の納入先がノヴゴロド公権力から修道院に移ったということにとどまらない。いまやスメルドたちはノヴゴロドの裁判権ではなく、バントレイモン修道院の裁判権に服する。なぜならこの領地には「侯、主教、貴族およびいかなる者たりとも入らざるべきこと」が明記されているし、スメルドたちがノヴゴロド権力から修道院へ納入先をかえた諸負担の中

にはヴィラやプロダージャのような裁判権に関連するものも含まれていたはずだからである。聖ユリエフ修道院に与えられたブイツェ村の場合には「ヴィラ、プロダージャとともに」という句が明記されていた。だから初期のこうした文書は一種のインムニテート文書なのであるが、これは後期のそのように所領内での裁判やダニーニ徴収を公権力に禁止することを内容とするのではなく、後の文書で安堵されるような諸特権、つまり封建的土地所有の諸契機を領主のために積極的につくりだしていくような性格のものであった。いずれにせよ、スメルドたちはこれ以後多かれ少なかれこのグラーマタ所持者の法的支配権にも服属することになったことは明らかである。逆にいえば修道院はヴィトスラヴリツツ村のスメルドたちに対し、かつて公権力をもっていった諸権力、彼らの人格に対する法的・行政的等の支配権を獲得したのである。

だが修道院のスメルドに対する支配は、以上の点に関するかぎりノヴゴロド公権力の支配と本質的にちがったものではない。公権力のもつ政治的諸権能が部分的に修道院へ移譲されたというだけである。では公権力Ⅱスメ

ルド関係は私的な支配Ⅱ従属関係に転化することによって何ら本質的な変化をうけなかったのであろうか。そうではない。スメルド村落の私領主への譲与は、彼らを今までにない新しい隷属関係にひき入れる。なぜか。スメルドへの公的支配が私人にひき渡された瞬間から、領主の彼らに対する関係は、すでに今までも領主が自分の手に集積してきた私的所領や隷属民に対する関係と密接な相互規定関係に入るからである。スメルド村落の私的分割によって起る本質的な変化は、すでに一定の展開をとげていた私的所領内部の諸契機との関連をみることなしには把握できない。

(三) まずスメルド村落の下賜をうけた私人は国家Ⅱスメルド関係の中にあつた政治的支配、スメルドの人格に対する公民的支配を継承しつつ、さらに土地所有を媒介とした支配をそこにつけ加える可能性を獲得したことに注意すべきである。つまり政治的支配と土地所有による支配との結合である。

スメルドはそれまでも公権力に一定の服属関係をもっていたにしても、それは土地所有者的な権力に対する関係ではなかった。公権力Ⅱスメルド関係は、本来の形態

においては土地所有に媒介された関係ではない。⁽²⁴⁾ たしかに分解したキエフ国家の諸地方を支配する諸侯は、すでに自ら統治する侯国を自己のオッチナ²⁵ポッチナ(父の地)、つまり世襲的な私的領有地と称し、あるいはそう観念していた。侯国支配そのものがその領土に対する所有と観念されていたのである。だがそれは侯の政治支配とは別に一般的に展開していた本来のポッチナ²⁶私的土領有を反映した虚構にすぎない。たしかに侯国支配²⁷ポッチナという観念は本来のポッチナの普遍的存在を前提とする。侯自身の御領地所有を含む私的所領の存在が侯の政治的支配に一定の規定性をもたないはずもない。だが侯の侯国領土に対するこの観念的 성격の濃い「所有」を本来の私的所領²⁸ポッチナ所有と同一視することは許されない。侯国²⁹侯のポッチナという観念は、侯のスメルドに対する政治支配を、その内側に発展しつつある私的所領の原理によって補強しようとするイデオロギ³⁰ーであった。侯のスメルドに対する支配は、本来的には決して侯の土地所有を前提したものではない。

だが私領主はひとたび自分の手許に下賜されたスメルド村落を、彼自身の本来の私的所領から区別する必然性

をもたない。私領主には、自分のポッチナに対する私的領有と区別された《公的支配》などというものは無縁である。侯から下賜されたものが侯の御領地であれスメルド村落であれ、彼はつねに私的所領の領有者³¹ポッチナ所有者としてその下賜対象を扱わざるをえない。まして資料六の場合のようにスメルド村落とその周辺の土地が明確な四至境界を確定してひき渡される時、少なくともこれを受けた修道院側は、この土地を私的所領の所有原理と質的にちがった原理で扱う根拠を何ももたない。つまり下賜をうけた私領主は、スメルド村落の土地を私的所領として本来のポッチナに編入することにならざるをえない。

だから別のいい方をすれば、侯によるスメルド村落の下賜は《土地》の機能と意味とを変化させたのである。ポルシネフは——但し彼は封建領主間のレーン制関係について言っているのであるが——、上級政治権力による土地の分与は「《土地》の一つの機能を全く別の機能にかえる役割をはたす」ものだとしている。つまり「国家の領土としての土地が上から下に分与され下級領主の手の中に入ると、その土地はちがった質のもの、すなわち生

産手段としての土地に⁽²⁵⁾なるというのである。政治権力にとつては国家の領土^{II}支配領域としての土地という意味しかもたなかつたものが、それを分割譲与された私的領主にとつては、耕地、草刈場、森林、漁場等々、生産手段としての意味をもつのである。だから諸侯が自己の侯国に対して主張する《所有》というものを認めうる限りでは、つまり侯国^{II}侯のポツチナという觀念が一定の現実性をもつ限りでは、それは侯国の政治的《領土》としての土地にたいする所有であつて、決して生産手段としての土地にたいするものではない。それゆゑ侯は侯国の《領土》の所有者としてこれを分割譲与したのであるが、しかし私領主が受けとつたものは本来のポツチナと同じ性格の土地、つまり《生産手段》としての土地だつたのである。⁽²⁶⁾ここに侯によるスメルド村落の下賜の重要性がある。

スメルド村落が耕地、牧草地、森林、山野等々の生産手段の機能をもつた土地として私領主の手におさめられた以上、それらを自分たちの日々の再生産の不可欠な諸条件としているスメルドはいまや土地所有権の名においても新しい主人に隷屬させられることになる。スメルド

たちの基本的な耕作地のそれぞれについて新しい主人が所有権を主張しえたとは考えられないが、少なくとも共同体の入会地や周辺の山川藪沢などスメルドたちの再生産に欠かせない共同体所有地は完全に領主の手中におさめられた。ロスチスラフ侯の文書(資料二)は、ドロセンスコエ村とヤセンスコエ村を与えるに際して、周辺の共同体入会地「モイシンスキーの土地、ニミコルスコエ湖とその草刈場」等々を村落居住地そのものとは區別して教会に譲与しているし、資料六の場合でもヴィトスラヴリツツ村のスメルドにとつて欠かせないミャチノ湖の漁場が修道院の掌握下にひき渡された。その結果、例えばミャチノ湖で魚をとる村人は、おそらく今までは共有地として当然無償で利用していたのに、グラーマタによる下賜の後には「修道院長に義務あるべし」ということになつた。このようにスメルド村落の土地がたとえ部分的にせよ生産手段の機能において私領主の掌握下におかれ、スメルドたちの再生産過程の重要な環が彼に握られた以上、スメルドたちは今までのようにただ政治的^{II}公民的な従属関係におかれていただけでなく、土地を媒介とした、所有関係としての支配^{II}従属関係にひき入れられた

ことになるであろう。

かくてスマルド村落を下賜された私領主は、スマルドにたいして第一に、ダーニ徴収権や一定範囲の裁判権など公的諸権能の体现者として、第二に土地所有者的な権力としてもあらわれる。その意味でこの下賜は、スマルド農民を封建的隷屬農に転化させていく、少なくとも一つの契機をなしていたことが明らかである。

(四)最後に、いまや私領主の権力下にはその起源と原理とを異にした二つの支配Ⅱ隷屬關係が包摂されたことに注目しておかねばならない。二つの關係は密接な相互規定の關係に入るだけでなく、たがいに補いあいつつ一つのポッチナを完結させる有機的な構成部分に転化する。

領主の支配下にはいまや質的にちがった二種類の隷屬者範疇が結合されている。第一は、本来のポッチナに一定程度私領主たちが集積していたチェリヤージやホロップなど、奴隷ないし体僕のな隷屬者であり、第二は、私人にひき渡されて隷屬化したかつての《スマルド》Ⅱ「公民的」隷屬者である。だから領主の権力は一方で人格的非自由者にたいする奴隷主的ないし農奴主的な権力であるが、他方では自律的に労働する小生産者Ⅱ隷農に

たいする「公権力」的な権力である。領主はこの二重の権力を体现しており、両者がポッチナの全体的支配を完結させている。

二種類の隷屬者が同一所領に結合され、二重の権力が同じ領主に体现された以上、それら二つの支配Ⅱ隷屬關係が相互に規定しあうことは全く必然的である。領主のチェリヤージやホロップに対する支配、つまり彼の奴隷主ないし農奴主的な権力は、彼にひき渡された「スマルド」に対する關係を、より私的、《家産制》的な支配にひきよせるであろう。彼らがチェリヤージたちの地位におとしめられることはなかったにしても、《公民》的な身分にあった時代よりもはるかに緻密で恒常的な支配を強いられたことは明らかである。また一方逆に、領主に与えられたダーニ徴収権とか裁判権とかの《公権力》の権能は、従来のチェリヤージの隷屬民への支配にも及ぼされる可能性が生れたであろう。

だが二つの支配Ⅱ隷屬關係は決して一つの均質的な關係に《融合》してしまふことはなかったであろう。両者はむしろ異質の關係であることによって有機的、相互補完的な関連をつくりだし、一つのポッチナの全体的構造

を完結させたと思われる。二つの支配原理を体现することによって始めて領主は、自立的小生産者を中心としてたえず上昇と隸落をくりかえす封建的直接生産者たちの全運動 \parallel 再生産過程をとらえることができるのである。

領主が《公権力》的な支配権能を獲得したことは、チェリヤージやホロープたちの自立的小生産者への成長、つまり本来の封建的な直接生産者への転化をはじめて可能ならしめた。なぜなら領主はいまや労働 \parallel 生産過程において自立した小生産者を掌握することのできる支配原理をもっており、チェリヤージたちの経済的自立化は必ずしも彼の支配からの離脱を意味しえなくなったからであり、彼の利害に対する決定的な対立たりえなくなったからである。また逆に、私的隸属関係にくみ入れられた「スメルド」がさまざまな契機、とりわけ新しい《主人》による収奪と支配の強化によって経済上の自立性を失い、名目上の「自由」すら失っていったとしても、彼らは同じ領主のもう一つの支配原理によって掌握される可能性が強かった。本来の公権力 \parallel 侯の政治的な支配下にあったスメルドの隸落は、しばしば侯以外の私人への従属に結果した。だが私人の手にひき渡された「スメル

ド」たちの経営上の非自立化 \parallel 没落は、ほぼ確実に同じ主人のより強固な隸属関係にひろいとられた。こうして二重の支配 \parallel 隸属関係は、二重であることによってむしろ封建的生産関係の不断の再生産過程の総体をとらえるのであり、一つの完結した全体をつくりだすのである。

もともと封建社会における直接生産者たちの地位やその従属性の程度と形態とは、実にさまざまでほとんど無限のヴァリエーションをもつのをむしろ固有のこととしている。だがその多様な従属性は、二つの基本的で典型的な形態をその両極としてもっている。マルクスは封建社会を構成する直接生産者たちの従属性について「不自由といっても、それは賦役を伴った農奴制から単なる貢納義務にいたるまで」(von der Leibeigenschaft mit Fronarbeit bis zur blossen Tributpflichtigkeit)⁽²⁷⁾の偏差があることをべて、二つの対極的な従属形態を指摘している。同じくレーニンもこの不自由、つまり経済外強制について「この強制的形態と程度とは、農奴的地位から農民の身分上の不完全な権利にいたるまで (Начная от крепостного состояния и кончая сословной неполноправностью крестьянина) きわめて多種多様で

(11) スメルド農奴化過程についての一考察

ある⁽²⁸⁾と述べている。またボルシネフは、封建的な直接生産者の人格的不自由を領主による直接生産者の人格にたいする「不完全所有」なるカテゴリーによって表現しつつ、それは「人格の完全所有にほんのわずか欠ける所有から始まって、人間に対する所有の残滓がほんのわずかでも残っている所有までのあらゆる段階⁽²⁹⁾」をとらえるものだとしている。そして彼はこのカテゴリーでとらえられる諸形態の一方の極を「露骨な、法的規定をともなつた人格的非自由」と呼び、他方の極を「公民制(臣民制)=HOJIAHCTBO」と呼んでいる。このように、封建社会の直接生産者の多様な諸形態は、一方の極に狭義の農奴制(Teibegenschaf)、『つまり「賦役を伴つた農奴制」(マルクス)「農奴的地位」(レーニン)「露骨な、法的規定を伴つた人格的非自由」(ボルシネフ)などと呼ばれる形態をもち、他方の極に隷農制(Hotelschaf)、つまり「単なる貢納義務」(マルクス)「農民の身分上の不完全な権利」(レーニン)「公民制(臣民制)」(ボルシネフ)と呼ばれるような形態をもっている。封建社会における従属性の多様性は、基本的にはこれら両形態の間をうめるヴァリエーションにはかならないであろう。

従来この基本的な二つの従属形態のあいだの関連は、封建制のもつ時間的、空間的な広がりによって由来する差としてのみとらえられてきた。両形態の差は封建制の地域的な差や、とりわけ発展段階的な差に解消されてきたのである。つまり生産諸力の発展が封建的土地所有の形態に大きな構造変化を、すなわち労働地代を生産物(ないし貨幣)地代に転化させるような変動を生み、かかる土台の変化がいわゆる中世的農奴解放を一般化し、古典的農奴制を隷農制に代替させたというのである。換言すれば、領主直営地と賦役制とを伴つた古典荘園の段階から、領主直営地の分解によって一般化する自立的な小農経営と物納地代とに基礎をおく純粹荘園段階への移行があり、そのそれぞれの発展段階に対応するのが先の二つの従属形態だというふうに理解されている。

だがこの二つの基本的従属形態のあいだの関連をたんに発展段階や地域の差としてのみとらえてよいだろうか。この両形態(およびそれぞれから派生する諸形態)は、封建制のある特定の段階や地域に限ってみても、常に併存して一つの有機的Ⅱ構造的関連をつくっている点をみるのがすべきではないであろう。両形態を極とした従属形

態の多様性は、たんに封建制の空間的広がり——例えば西ヨーロッパから中国や日本にいたるまでの——や、時間的な長大さ——ロシアを例にとれば一世紀から一世紀までの——にのみ関係しているのではなく、むしろすべての段階と地域の封建制に固有の現象である。そうした異質の従属諸形態は封建的土地所有を完結した一つの体系たらしめるのに不可欠な諸部分をなしていたという見方が是非必要であろう。中世社会に一貫して存続する奴隸^{II}下人的な存在を前代のネグリジブルな「残滓」としてしかとらえない見解の欠陥も、そうした観点なしには克服されないであろう。封建的土地所有が一つの経済的な完結体たりうるためには、その不可欠な要素である直接生産者たちの全運動、没落と上昇の過程を含む全体的再生産の構造が所有の体現者によって掌握されなければならないのである。

(19) BHHT. No. 80; ППТ. II. c. 103. 一一二五——一三七年 (フセヴォロド侯の在位期間) の文書。

(17) BHHT. No. 104; ППТ. II. c. 108. 現存する私的文書では最古のもの。一般に一一九二年のものとして、M・H・チホミロフやA・A・ジミンはヴァルラームの死んだ一一二一年に書かれたとする。ヴァルラームはチホミ

ロフの推定によると、ノヴゴロドのボサードニク、ミハイル・ステバノヴィチの息子だったのではないかとされる。ППТ. II. c. 113 参照。

(18) チェリヤージはその本来的な意味においては familia II o'kezac と同じもの、つまり家長の権威の下でその妻や子供らとともに労働する男女の《家長制奴隸》であるとされる。この語は最も古くはチェラヴエーク(人間)などと同じく《氏族》を表す語から派生し、次いで《家族》やその諸成員、つまり子供(チャド)や下僕を表す言葉に転化していったとされる。Б. Д. Псков, Указ. соч., c. 126 以下参照。

(19) 例えば(資料三)ではウラジミル侯がベレゾヴィチ村を「五〇グリヴナ・クーンとスコルラート五ロコチと板金の甲冑」によって《買ううけた》ことが明記されていた。またアントニー・リムリャーニン(アントニエフ修道院への寄進文書(一一四七年のもの)も、「イヴァノフの息子たち」から《買った》土地を寄進してゐる。ППТ. II. c. 105 参照。

(20) ヴァルラームの文書の前半部分は寄進対象を二つの部分に大別して列挙している。第一は土地とそれに付属する諸用具類、第二が《人間》と家畜である。後者(家畜と人間)は前者(土地と道具)を使って《働くもの》《動くもの》として一括されているのである。

(21) В. И. Корсунки, Новый список грамоты великого

(13) スメルド農奴化過程についての一考察

Князь изяслава мстиславича новгород-пантелеимонову монастырю. 《Исторический архив》 No. 5. c. 204—207. 一四六一—一五五年(イジヤスラフ侯在位)の文書であるが、ここに訳したものは最近発見された新しい写本でヴァトストラヴリツツ村の住民が《スメルド》であることが明確に表示されている。従来の写本(ГВНЛ. No. 82; ППЛ. II. c. 104)は省略部分があってその点が明確でなかった。詳しくは上記コレツキーの解説をみよ。

(22) В. П. Янинはこの境界を様々な資料を使って復元しようと試みてゐる。В. П. Янин, Из истории землевладения в Новгороде XII в. 《Культуры древней Руси》 c. 316 以下を参照。

(23) Гречкоフはノヴゴロド貴族共和制の成立の画期として一一三六年のノヴゴロド都市蜂起を重視するが、その際彼は一一三六年以前の文書(資料一)と以後の文書(資料六)を対比し、侯のノヴゴロドの土地支配権がこの年以後共和制機関に事実上移ってしまつていたことを重要な根拠にしている。つまり侯がノヴゴロドの土地について下賜を《命じ》ていた段階から《乞ひ受け》る段階への移行に、侯権力の後退と貴族共和制権力の確立を見るのである。この見地に対する批判は上記(22)のヤニンの論文に試みられている。

(24) 拙稿「ロシア封建制成立の前提について」《歴史学研究》No. 348. P. 64—65 参照。

(25) В. Ф. Поршнев, Феодализм и Народные Массы. М. 1964. c. 38 上級政治権力と下級領主たちは同一の土地について所有権をもつが、しかしそれぞれ異つた機能における《土地所有》であり、それらがヒエラルヒシユに構成されてはじめて完結した《封建的土地所有》たりうるということである。上級政治権力(王権から派生する)のもつ《国家領土》としての土地所有と下級領主のもつ《生産手段》としての土地所有との重層的所有が、農民に対する領主階級の階級的結合を完結させる。上級政治権力による下級領主への土地の《授与》は土地のこのような意味での機能的重層化をつくりだす点で重要な意味をもっている。

(26) 侯が侯国の《領土》を私人に分割譲与している事実から侯国全土を《生産手段》の機能において彼が所有していたと考え、したがってまた公権力のスメルド支配がその意味での《土地所有》に基いていたのだと理解するならば、それは完全に論理の飛躍である。侯が侯国の政治的主権者の資格において《領土》を処分しうるということは、その《領土》に住むスメルドたちから收取されるダーニ等が侯の土地所有権の《実現》だったので考える根拠にはならない。侯はスメルド村落の土地を《生産手段》として所有していたがゆえに私人に下賜したというのではなく、むしろ逆に、スメルド支配を分割譲与することを通じてその土地にたいする侯の支配Ⅱ所有権を既成事実化し、確立していったのである。

- (27) マルクス『資本論』第三卷第四七章大月全集版 25b.
P. 1013
- (28) レーニン「ロシアにおける資本主義の発展」《国民文

- 庫》P. 223
- (29) B. Ф. Попунев. Указ. соч., с. 20, с. 43 以下をみよ。
(宇都宮大学助教授)